

¥0 中学生まで医療費が無料です

— 子ども医療費支給制度に関するお知らせ —

下記対象に該当する場合は、中学生まで医療費が無料です。
この制度により助成を受けるためには申請が必要です。

●対象 以下の条件をすべて満たす人

- ①市内に住所がある
- ②医療保険に加入している
- ③生活保護法による医療扶助を受けていない
- ④中学生までの児童生徒
(15歳に達する日以後の最初の3月31日まで)

所得制限・自己負担額 なし

※入院中の食事代やベッド代、薬の容器代、文書料などの保険適用外の費用は助成の対象外です。

こんなときは届出が必要です

下記に該当する場合は、すみやかに窓口で手続きをお願いします。また、入院する場合は事前に「限度額適用・標準負担額減額認定証」の申請をお願いします。

- 健康保険の加入先や内容が変わった
 - 氏名や住所が変わった
 - 子どもの生計維持者が変わった
 - 第三者からの傷害（交通事故など）で医療証を使った
 - 医療証の更新を案内する通知が届いた
 - 田川市子ども医療の資格がなくなった
- ※15歳到達の場合は届出不要

子ども医療受給者のみなさんへ

- 新一年生には3月中に新しい子ども医療証を送付します
送付対象① 令和5年4月1日から小学校1年生になる児童
送付対象② 令和5年4月1日から中学校1年生になる生徒
- ※4月になっても届かない場合は問い合わせください。

問い合わせ 市民課保険係
[市役所1階⑪⑫⑬番窓口] (☎85-7140)

新型コロナワクチンに関するお知らせ

掲載内容は2月14日時点のものです。新たな情報がわかり次第、広報紙や市ホームページでお知らせします。

本市では、新型コロナワクチンの接種を継続しています。
接種を考えている人は、早めの検討をお願いします。

令和5年度のワクチン接種

現在、国が検討しています。詳しいことがわかり次第、市ホームページなどでお知らせします。

問い合わせ

保健福祉課新型コロナウィルス
ワクチン接種対策室
☎ 85-7185

ワクチン接種は強制ではありません

新型コロナワクチンは、感染症の発症や重症化を予防する効果が期待され、これまでの研究結果などから、それらを裏付ける報告もされています。しかし、接種は強制ではありません。感染症予防の効果と副反応のリスクの両方について、正しい知識を得たうえで自らの意思で接種の判断をお願いします。また、送付する接種券には、新型コロナワクチンの有効性や安全性、副反応の事例、予防接種健康被害救済制度など、詳しい情報をまとめた説明書を同封しています。説明書を十分に確認して接種の判断材料としてください。なお、同様の情報に関する最新情報は厚生労働省ホームページでも確認できます。

市
公
式

SNS

本市では、LINEやFacebook、Instagram、Twitter、YouTubeなど、さまざまなSNSを活用して情報を発信しています。
SNSのリンク一覧は市ホームページで紹介しています。

